

## 『テールゲートリフター特別教育講習』追加開催のご案内

労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件が令和5年3月28日に公布され、貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作業務が、令和6年2月1日施行日以降は、下記のカリキュラムによる特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。

つきましては、陸災防福井県支部では、講習科目のうち「学科教育講習」を下記の日程にて講習会を**追加開催**いたしますので、受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 開催時間 13:00~17:30
2. 開催場所・日程

| 開催場所 |                                  | 開催日       | 定員  |
|------|----------------------------------|-----------|-----|
| 福井会場 | 福井県トラック協会 3F<br>福井県福井市別所町17-18-1 | 11月21日(火) | 80名 |

3. 対象者 テールゲートリフターを直接操作する者及びテールゲートリフターに備えつけられた荷のキャストロッパー等の操作、昇降板の展開・格納など、テールゲートリフターを使用する者も含む。

## 4. 講習科目と時間

|                        | 科 目                   | 講習時間   |
|------------------------|-----------------------|--------|
| 学科教育                   | テールゲートリフターに関する知識      | 1.5H   |
|                        | テールゲートリフターによる作業に関する知識 | 2.0H   |
|                        | 関係法令                  | 0.5H   |
| 実技教育                   | テールゲートリフターの操作の方法      | 2.0H以上 |
| ※ 実技教育は、所属事業場にて実施願います。 |                       |        |

## 5. 申込方法

- (1) 受講申込は事前に電話で(仮)予約を行って下さい。但し、(仮)予約だけでは受講できません。「受講申込書」の提出(FAX可)と「受講料」をお支払い頂いて正式申込となります。
- (2) 「受講申込書」に必要事項を記入し、FAX又は当協会までご持参ください。

## 6. 申込先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福井県支部 担当：青山  
TEL：0776-34-1713 FAX：0776-34-2136  
〒918-8115 福井県福井市別所町 17-18-1

## 7. 受講料(テキスト代、消費税込)

|     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 会員  | 10%消費税込み <b>8,800円</b> (内消費税額 800円)   |
| 非会員 | 10%消費税込み <b>11,000円</b> (内消費税額 1000円) |

- (1) 受講料は受講日の14日前迄に**銀行振込**により納入して下さい。

※ 振込手数料は受講者側負担でお願いします。  
※ 領収書が必要な方は、ご連絡をお願いします。

- (2) 振込先：福井銀行 花堂支店 普通預金 No.1016278  
名義 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

- (3) 登録番号：T4010405001852 (陸上貨物運送労働災害防止協会)

## 8. その他

- (1) 本講習修了者には「学科教育受講証明書」を交付いたします。
- (2) キャンセルは、受講日の14日前迄可能ですが、それ以降は受講料の返金はできません。受付後の受講者の変更は、講習日の10日前迄は可能ですが、変更は1回までとします。

